



懲戒処分の公表

このことについて、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

令和7年11月21日

えびの市長

中山 義彦



記

1 処分の内容等

被処分者①

所属名：市民環境課

職 名：主事

年 齢：22 歳

処分日：令和7年11月20日

量 定：免職

理 由：法令等に違反するとともに、全体の奉仕者としての信用を著しく失墜させたため

被処分者②

所属名：市民環境課

職 名：課長

年 齢：53 歳

処分日：令和7年11月20日

量 定：戒告

理 由：管理監督者としての指導、監督に適正を欠いていたため

被処分者③

所属名：市民環境課

職 名：課長補佐兼係長

年 齢：51 歳

処分日：令和7年11月20日

量 定：戒告

理 由：管理職員としての指導、行動に適正を欠いていたため

2 処分の対象となった事実の概要

令和7年9月8日(月)から令和7年11月6日(木)までの間に、市民等から受領した火葬料等42件、合計1,007,000円を横領(着服)し、クレジットカードの未払金への充当や生活費及び遊興費に充てたもの。

3 その他

- ・横領(着服)した金額については、11月11日(火)に市に全額返金されています。
- ・弁護士に相談した結果を踏まえ、刑事告発する方針です。